

報告事項才

懲戒処分等の指針の一部改正について

懲戒処分等の指針の一部改正について、別紙のとおり報告します。

令和2年3月20日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

懲戒処分等の指針の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第2 標準例</p> <p>1 一般服従関係</p> <p>(12) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の教職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。）</p> <p>ア 暴行・脅迫又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることによりわいせつな行為（<u>強制性交等、強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、痴漢、のぞき、陰部等の露出、不適切な裸体・下着姿等の撮影（盗撮等を含む。）</u>、<u>わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。</u>以下同じ。）をした教職員は、免職又は停職とする。</p> <p>イ、ウ 略</p> <p>3 職務遂行関係</p> <p>(7) 児童生徒へのわいせつな行為及びセクシュアル・ハラスメント</p> <p>ア <u>職務の遂行に関し、児童・生徒に対しわいせつな行為（同意の有無を問わない。）を行った教職員は、免職とする。</u></p> <p>イ <u>職務の遂行に関し、児童・生徒に対しセクシュアル・ハラスメントを行った教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。</u></p> <p>4 公務外非行関係</p> <p>(4) わいせつな行為等</p> <p>ア わいせつな行為をした教職員は、免職、停職又は減給とする。</p> <p>イ、ウ 略</p>	<p>第2 標準例</p> <p>1 一般服従関係</p> <p>(12) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の教職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。）</p> <p>ア 暴行・脅迫又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることによりわいせつな行為をした教職員は、免職又は停職とする。</p> <p>イ、ウ 略</p> <p>3 職務遂行関係</p> <p>(7) 児童生徒へのわいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメント</p> <p><u>職務の遂行に関し、児童・生徒に対しわいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメントを行った教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。</u></p> <p>4 公務外非行関係</p> <p>(4) わいせつ行為等</p> <p>ア わいせつな行為（<u>被害者に対して著しく性的な羞恥心や嫌悪感を抱かせる行為の他、痴漢、盗撮、青少年（18歳未満の者をいう。）に対するみだらな行為等を含む。</u>）をした教職員は、免職、停職又は減給とする。</p> <p>イ、ウ 略</p>

附則

この指針は、令和2年4月1日から施行する。